



## 米国の訴訟・仲裁～プロセスの理解と勝訴への戦略

北川 リサ 美智子 弁護士

CALIFORNIA, TEXAS, GEORGIA AND NEW YORK 弁護士  
米国連邦最高裁判所認定弁護士・東京大学研修・京都大学法学修士

### 概要

訴訟対策にさまざまな選択肢がある中で、企業が法的なリスク管理戦略を講じることは極めて重要である。今回は米国の訴訟システム、訴訟のタイムラインをはじめ、裁判や仲裁のメリット・デメリットなどについて解説する。

### 米国の訴訟システム

米国の訴訟システムには、米国連邦裁判所のシステムと州裁判所のシステム(50州)の二つがある。米国では弁護士とクライアントとの間のコミュニケーションは全てコンフィデンシャルであり、厳密に保護されている。弁護士とのEメールや手紙でのやりとりには、必ず件名(Subject)に“Confidential”と記すことがとても大切だ。米国では民事訴訟でも陪審員システムが使われる。何より、もし訴えられた場合、米国の原告側の弁護士に報奨金を支払う成功報酬制度を国が許可していることもあり、被告側にとってかかる費用が高額になることが多い。民事訴訟などはまた、州によって異なる。陪審員は裁判が行われるエリアの人種、経済状況、教育、人口統計などが大きく反映される。一方、裁判の代わりに仲裁(Arbitration)という方法もあるが、一度仲裁裁定が下されると上訴できないリスクがある。ただし仲裁裁定はほぼコンフィデンシャルであり、メディアや公な記録に残ることを回避できる。

### 訴訟のタイムライン

カリフォルニア州での訴訟タイムライン(Litigation Timeline)は、訴答(Pleadings)→証拠開示(Discovery)→申請(Motions)→裁判/仲裁(Trial/Arbitration)→ポスト裁判(Post-Trial)となっており、大抵18カ月から2年もの月日を要する。

さらに裁判までにかかる時間も州によって異なる。上訴に至っては、それ以上に何年も要する場合もある。裁判所での裁判は、裁判所が何件もの案件を同時に扱っており、スケジュールをコントロールすることがほぼ不可能であることから、費用も裁判にかかる時間も負担が大きくなる。一方、コンフィデンシャルな和解 (Settlement) に持ち込めば、マイナスの世評を減らすことができる。

## 訴答

訴答は訴訟の最初のステージである。呼出状 (Summons)、原告側からの苦情、被告に対する訴えの法的根拠が示された訴状 (Complaint) などだが、フォーマットは極めてシンプルなものもあれば、さまざまなクレームを同時に組み入れることも可能だ。被告は訴状に対し、答訴、否認、申請、妨訴抗弁 (Demurrer) を含むさまざまな形の返答 (Response) により、訴状の内容に対し返事をする事が可能である。また、被告は原告へ反対訴答を申請することもできる。訴答は、無効申し立て (Motion to Quash)、妨訴抗弁、却下申し立て (Motion to Dismiss)、反訴なども含まれる。

## 証拠開示

当事者がお互いに、または第三者に証言や証拠の開示を要求して重要な情報を収集する。証拠開示は質問書 (Interrogatories)、書類提出要求 (Request for Document Production)、自認要求 (Request for Admission)、証言録取 (Depositions) また、書類や証人の召喚状などを通して行われる。さまざまな書類を求められ、相当な時間と手間、高額な費用を要する。回収のケースでは、仮差し押さえ (Prejudgment Attachments) の簡易手続きを取っておいた方がよい。カリフォルニア州には債権者に有益な仕組みがあるため、特に債権者にとって容易な手段となり得るからだ。

証言録取にはVTRが用いられる。外資系企業には通訳の同席が許される。ボディーランゲージが、何かを隠していたり、信用できない人物との印象を与えたりしてしまうこともある。日本の文化では承認や理解ではなく「聞こえた」という意味を表す際にもうなずく動作をすることがあるが、それは米国人にとって「肯定」や「同感」と捉えられるため、証人はうなずく動作を避けた方が無難だ。録画された証言は証言録取写本インデックス (Deposition Transcript Index) として、何回キーワードが発せられたかで証言の信ぴょう性を判断する材料に使われる。

現在のビデオのテクノロジーは表情や動作などが見られ、書面での記録はキーワードを簡単にサーチされてしまう。資格や経験を持った専門家の証人 (Expert Witness) も大事だ。ただし、証人にはコミュニケーション能力や信用性も重要で、証人が失礼な態度を取ったり防衛的であったり、あるいは人として好ましくないという印象を与えてしまうことにより、かえって関係者の心証を害することになりかねない。このため、証人の選択はとても重要になる。

## 申請

争点の審判申請 (Motions for Summary Adjudication of Issues)、略式判決の申請 (Motions for Summary Judgment)、証拠に関する申請 (Motions regarding Evidence) などを行う。

## 裁判／仲裁

裁判には裁判官により判定される法廷裁判 (Court Trial) と、陪審員により判定される陪審員裁判 (Jury Trial) がある。裁判で勝ったとしても、上訴に何年も費やさなくてはならない場合もある。

また、最近増えているのは裁判外紛争処理 (Alternative Dispute Resolution: ADR) という効率が良く決定的な仲裁による裁定である。ADR を効率的に使えば、訴訟の最速形態としてクレームを解決することが可能になり、時間やメディアへの露出、法務手数料、費用の削減につながる。調停によってお互い歩み寄ったり、仲裁同意書を用意するだけで訴訟にかかる費用を抑えることができる。

また、仲裁裁定は裁判判決と同じ効力を持つため、その結果は最終的なものとなる。仲裁は、仲裁者への支払いや仲裁サービスの手数料がかかるため、陪審員裁判や法廷裁判より割高になるが、私的なサービスであるため、スケジュール調整をしやすい。仲裁とは裁定を第三者機関に委ねるもので、米国にはトリプルA (American Arbitration Association: 米国仲裁協会) や司法仲裁調停サービス (JAMS)、JUDICATE WEST などを含む私的機関がある。仲裁のプロセスは、プレ審問協議 (Pre-trial Discussion) → 証拠開示 → 仲裁審問 (Arbitration Trial) → 裁定 (Award) の順である。プレ審問協議では、証拠開示や審問のスケジュールを制定する。直接または電話でやりとりを行ってもよい。

次に証拠開示である。書面質問書、書類検閲の要求書、自認要請書、証言録取を提出する。仲裁は実質的に法廷裁判と同じだと考えてよい。そして、最後に仲裁者が裁定を交付する。事実認定と法律の結論に裏付けられた書面によるもので、裁判所の承認を経て裁定となる。上訴 (Appeal) への権利は制限がある。仲裁には、相対的なコストを下げる、訴訟にかかる時間を少なくできるなどのメリットがある一方で、上訴権利が著しく狭まるデメリットがある。

## 法的リスク管理の戦略を

日本企業は、陪審員裁判によってかかる法務費用を、合法的に作成された仲裁契約書によって避けることができる。米国での訴訟の95%は裁判前に解決し、法廷裁判や仲裁に持ち込まれるのはわずか5%にすぎない。そのため、実際に裁判と仲裁まで経験している弁護士はごく一部である。訴訟対策にさまざまな選択肢がある中で、日本企業には法的なリスク管理の戦略として、英語が母国語で雇用法・訴訟に関する知識や経験が豊富な弁護士に相談することをお勧めする。

KITAGAWA & EBERT, P.C.



北川&イベート法律事務所  
Business Lawyers  
www.JAPANUSLAW.com Tel (949) 788-9980

北川&イベート法律事務所は、全米に渡る主に日系企業専門の米国ビジネス法律事務所である。王手法律事務所に対する仲裁・裁判を含む勝訴の実績を持ち、同事務所の勝訴が Wall Street Journal、Chicago Tribune、Reuters 及び Los Angeles Times 各誌でも紹介された。訴訟・仲裁・裁判・契約法・会社法・合併・吸収・無税再編成・不動産法等において多種多様な業界にて経験豊富である。弁護士人は California、Texas、Georgia、New York、Nevada、Alabama 州において資格を所有しており、日英両語堪能なチーム。

## 北川 リサ 美智子 弁護士

Lisa M. Kitagawa, Esq.  
California, Texas, Georgia, New York  
KITAGAWA & EBERT, P.C.

(MAIN) 300 Spectrum Center Drive, Suite 960  
Irvine, CA 92618

(TEXAS) (By Appt.) 5851 Legacy Circle, 6th Floor  
Plano, TX 75024

Tel (949) 788-9980

Fax (949) 788-0918

[info@japanuslaw.com](mailto:info@japanuslaw.com)

カリフォルニア州・テキサス州・ジョージア州  
ニューヨーク州弁護士

東京大学研修・京都大学法学修士

経験専門技術、道徳性においては

全米AV Preeminent Martindale Hubbell Rated

米国弁護士協会会員

米国連邦最高裁判所認定弁護士